

建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領の一部改正 新旧対照表

新	旧
(趣旨)	(趣旨)
第1条 県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）の発注の見通しに関する事項、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項その他の入札及び契約に関する情報の公表については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定。以下「指針」という。）及び「公共工事の発注の見通しに関する事項等の公表」（ <u>令和7年秋田県告示第448号</u> 。以下「告示」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。	第1条 県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）の発注の見通しに関する事項、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項その他の入札及び契約に関する情報の公表については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定。以下「指針」という。）及び「公共工事の発注の見通しに関する事項等の公表」（ <u>平成27年秋田県告示第153号</u> 。以下「告示」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。
(公表の方法)	(公表の方法)
第4条 略	第4条 略
2 第2条第1項第3号、第5号、第8号 <u> </u> 及び第9号に規定する事項の公表は、各号に規定する事項を所管する課長等が、当該事項に係る情報を電子入札ホームページ又は県公式ホームページに掲載することにより行うものとする。	2 第2条第1項第3号、第5号、第8号 <u>（指針第2の1（1）チに規定するものを除く。）</u> 及び第9号に規定する事項の公表は、各号に規定する事項を所管する課長等が、当該事項に係る情報を電子入札ホームページ又は県公式ホームページに掲載することにより行うものとする。
3 第2条第1項第4号に規定する事項のうち令第7条第2項及び第3項 <u> </u> に規定するものと並びに第2条第1項第6号及び第7号に規定する事項の公表は、当該事項に係る情報を電子入札ホームページに掲載することにより行うものとする。この場合において、入札等執行課所の長は、執行管理システムに公表する情報を登録するとともに、登録した情報を電子入札ホームページに掲載するものとする。	3 第2条第1項第4号に規定する事項のうち令第7条第2項（第9号及び第10号を除く。） <u> </u> に規定するものと並びに第2条第1項第6号及び第7号に規定する事項の公表は、当該事項に係る情報を電子入札ホームページに掲載することにより行うものとする。この場合において、入札等執行課所の長は、執行管理システムに公表する情報を登録するとともに、登録した情報を電子入札ホームページに掲載するものとする。
4 <u>削除</u>	4 第2条第1項第4号に規定する事項のうち令第7条第2項第9号及び第10号並びに同条第3項に規定するものと並びに第2条第1項第7号に規定する事項（詳細調査を行った場合に限る。）の公表は、入札等執行課所の長が、当該事項に係る情報を告示の規定により設置する当該入札等執行課所の閲覧所に備え置いて行うものとする。
5 <u>削除</u>	5 第2条第1項第8号に規定する事項のうち指針第2の1（1）チに規定するものの公表は、建設政策課長が、当該事項に係る情報を建設政策課に設置する閲覧所に備え置くとともに、電

(<u>閲覧所の運営の特則等</u>) <u>第6条 削除</u> (他の制度との調整) <u>第6条</u> 他の法令等の規定により、行政文書の閲覧若しくは縦覧又は行政文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる場合における当該行政文書の閲覧又はその写しの交付については、当該他の法令等の定めるところによる。 【様式2の記載上の留意事項】 様式2－(3)関係（記載例参照） 1～2 略 3 契約変更があった場合は、その都度必要事項を追加記載し、<u>電子入札ホームページに掲載すること。</u>	<u>子入札ホームページ又は県公式ホームページに掲載することにより行うものとする。</u> (<u>閲覧所の運営の特則等</u>) <u>第6条</u> 告示の規定により設置する閲覧所及び第4条第5項の規定により設置する閲覧所（次項において「告示等設置閲覧所」という。）は、他の法令等の規定により設置される閲覧所と併設して運営することを妨げない。 <u>2 閲覧者は、告示等設置閲覧所の閲覧資料を複写してはならない。</u> <u>3 告示3から8までの規定は、第4条第5項の規定により設置する閲覧所について準用する。</u> (他の制度との調整) <u>第7条</u> 他の法令等の規定により、行政文書の閲覧若しくは縦覧又は行政文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる場合における当該行政文書の閲覧又はその写しの交付については、当該他の法令等の定めるところによる。 【様式2の記載上の留意事項】 様式2－(3)関係（記載例参照） 1～2 略 3 契約変更があった場合は、その都度必要事項を追加記載し、<u>閲覧資料として差し替えること。</u>
---	---

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行することとし、同日前に公表する事項等については、なお従前の例による。